

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市建設部 公園緑地課 企画担当	
許 認 可 等 名	とくしま植物園緑の相談所の利用内容の変更承諾	
根 拠 法 令	とくしま植物園緑の相談所条例施行規則	
根 拠 条 項	第5条第2項	
連 絡 先	公園緑地課 (電話621-5301)	
審 査 基 準	基 準	<p>とくしま植物園緑の相談所は、緑化に関する知識及び技術を普及し、市民の緑化意識の高揚を図るとともに、緑化推進の拠点となることを目的として設置されていることに鑑み、変更の承諾は、利用内容が以下の1から5を満たす場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用の目的が緑又は自然に関する会議、講習会、サークル活動、写真展、絵画展その他これに類するものの開催を目的とする個人又は団体は団体その他指定管理者が特に必要と認める者とする。</li> <li>2 とくしま植物園緑の相談所条例第7条各号に該当しないこと。</li> <li>3 利用時間が原則として開館時間内であること。</li> <li>4 利用時間帯を同じくする申請者が2人以上あるときの利用の承諾は、申請の順位による。</li> <li>5 その他徳島市都市公園条例並びにとくしま植物園緑の相談所条例及び同条例施行規則に反しないこと。</li> </ol>
	参 考 事 項	とくしま植物園緑の相談所条例 とくしま植物園緑の相談所条例施行規則
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 3年 4月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 5日 (休日を除く・休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)

<p>審査基準</p>	<p>基準</p>	<p>とくしま植物園緑の相談所条例 (事業)</p> <p>第2条 とくしま植物園緑の相談所(以下「緑の相談所」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緑化に関する情報及び資料の提供に関すること。</li> <li>(2) 緑化に関する相談に関すること。</li> <li>(3) 緑化に関する講習会及び催物の開催に関すること。</li> <li>(4) 緑化技術に関する調査, 研究及び指導に関すること。</li> <li>(5) その他前条の設置目的を達成するために必要な事業</li> </ol> <p>(利用の承諾の制限)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、利用の承諾をしない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</li> <li>(2) 緑の相談所の施設及び付属設備並びに展示資料等(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(3) 第2条に規定する事業の実施に支障があると認められるとき。</li> <li>(4) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</li> </ol> <p>(利用者の守るべき事項等)</p> <p>第8条 第6条第1項の利用の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用に当たって次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる事項については、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緑の相談所内の秩序, 安全及び清潔を保つこと。</li> <li>(2) 施設等を損傷しないこと。</li> <li>(3) 施設等の備品を移動し, 又は物品その他の器具類を搬入しないこと。</li> <li>(4) 緑の相談所内で物品の展示, 販売又はこれに類する行為をしないこと。</li> <li>(5) 緑の相談所内の壁, 柱等に張り紙, くぎ打ち等をしないこと。</li> <li>(6) 承諾を受けた目的以外に使用しないこと。</li> <li>(7) その他係員の指示に従うこと。</li> </ol> <p>とくしま植物園緑の相談所条例施行規則 (利用承諾の順位)</p> <p>第4条 利用時間帯を同じくする申請者が2人以上あるときの利用の承諾は、申請の順位によるものとする。</p> <p>(利用の取消し及び利用内容の変更)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 利用者が利用の承諾の内容を変更して緑の相談所を利用するときは、指定管理者の承諾を受けなければならない。この場合における承諾の手続は、第2条及び第3条の規定を準用する。</p>
-------------	-----------	---